

事業計画（茨城県ひたちなか市）

1. 海岸対策

① 海岸の状況

市内の地区海岸数	8 地区海岸
被災した地区海岸数	1 地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	1 地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	1 地区海岸

② 堤防高

被災前の高さで復旧

茨城沿岸：T.P+4.1m（対象：高潮）

③ 復旧の経緯

復旧する施設の計画は、平成 23 年 9 月に策定。

これに基づく本復旧工事については、平成 23 年 10 月より工事に着手し、平成 24 年 3 月に完了した。

④ その他

地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

海岸保全施設の復旧にかかる事業計画

市町村	地区海岸名	堤防護岸延長 (m)	主な施設	施設の高さ(T.P)		応急 対策	復旧の予定						H25年度の 実施内容等	H26年度の 実施内容等	その他の場合に詳細を 記載	
				被災前 現況高 (m)	被災後 復旧高 (m)		概要計 画策定	詳細計 画策定	左記の 実施状 況	工事 着工	左記の 実施状 況	工事 完了				左記の 実施状 況
ひたちなか市	阿字ヶ浦	996	護岸, 離岸堤, 突堤	4.10	4.10	完了	H23.5	H23.9	策定済み	H23.10	着工済み	H24.3	完了済み			

2. 河川対策

【国管理河川（那珂川）】

- ① 那珂川^{※1}では、ひたちなか市で 21 箇所（那珂川では 129 箇所）の堤防の亀裂や沈下、護岸の崩壊等の被災があり、平成 24 年 11 月末時点で被災前と同程度の安全水準（地盤沈下分を含む）を確保する本復旧を全て完了。
- ② 震災前より堤防等が脆弱であること等から、平成 23 年出水期より避難判断水位等を引き下げるなど警戒避難体制を強化。平成 24 年出水期には問題のないことを確認した段階で、元の水準まで引き上げる予定あったが依然注意が必要なため、引き続き警戒態勢を強化していく。
- ③ 平成 24 年度における成果
堤防で被災した箇所について、平成 23 年度に引き続き、本復旧工事を実施し、平成 24 年 11 月末までに、被災前の同程度の安全水準（地盤沈下分を含む）を確保する本復旧を全て完了。

【県・市町村管理区間】

- ① 1 級水系那珂川水系^{※1}の県・市管理区間では、全箇所の災害査定を完了し、12 箇所^{※2}で災害復旧事業を実施。そのうち、施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い 1 箇所については大型土のう積み等による応急対策を完了。
本復旧については、平成 25 年度までに、設計・地元調整等の施工準備が整った全 12 箇所着手済みであり、全 12 箇所完了。
- ③ 平成 25 年度までの成果
全箇所（12 箇所）で災害査定を完了
全箇所（12 箇所）で本復旧に着手
全箇所（12 箇所）で本復旧を完了

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

3. 漁港

① 被害状況

漁港数：2 漁港（大洗町との境にある那珂湊漁港含む）

被災漁港数：2 漁港

② スケジュール

ひたちなか市内の各被災2 漁港において、平成 25 年度末時点で、全延長の陸揚げ機能が回復している。

今後、平成 26 年度までに主要な漁港施設の復旧の完了を目指し、平成 27 年度までに、その他の漁港施設の復旧の完了を目指す。

4. 復興まちづくり

(1) 造成宅地の滑動崩落防止

① 地区名：馬渡地区、市毛地区

②東日本大震災復興交付金を活用して、平成24年度から造成宅地滑動崩落緊急対策工事に着手。

③平成25年度における成果
造成宅地滑動崩落緊急対策事業を完了。

④平成26年度の成果目標
なし（事業完了のため）

(2) 学校施設等

① 幼稚園・小中高等学校等

(i) 公立学校

<ひたちなか市立学校・幼稚園>

東日本大震災により被災した市立学校のうち、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した27校について、以下のとおり、復旧が完了した。

- 比較的軽微な被害に留まる24校と1園の内13校と1園については、平成24年度内に復旧が完了し、残り11校については、平成25年度内に復旧が完了した。
- 甚大な被害を受けた平磯小学校、磯崎小学校の2校については、平成24年度内に新校舎の建設及び校舎の解体が完了し、平磯小学校の外構については、平成25年度内に復旧が完了した。

<ひたちなか市立学校給食センター>

東日本大震災により被災し、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した学校給食センターについては、平成23年4月14日に施設の復旧に取り掛かり、平成23年5月13日に完了した。

<県立学校>

ひたちなか市に所在する県立学校のうち、東日本大震災により被災し、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した2校については、比較的軽微な被害に留まったため、平成23年度内に復旧した。

(ii) 私立学校

東日本大震災により被災した私立学校のうち、私立学校施設の災害復旧に係る国庫

補助に申請している幼稚園4園については、比較的軽微な被害に留まっており、平成23年度内に事業着手し、平成23年度内に復旧完了した。

② 大学等

(i) 国立大学等

東日本大震災により被災した2法人の団地のうち、国立大学法人等施設の災害復旧に係る補助に申請済みの2団地については、比較的軽微な被害に留まっており、平成24年3月下旬までに復旧が完了した。

③ 公立社会教育施設

<ひたちなか市中央図書館>

東日本大震災により被災し、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した中央図書館については、平成23年4月19日に施設の復旧に取り掛かり、平成23年5月31日に完了した。

<ひたちなか市中央公民館>

東日本大震災により被災し、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した中央公民館については、平成23年3月28日に施設の復旧に取り掛かり、平成23年10月5日に完了した。

<ひたちなか市文化会館>

東日本大震災により被災し、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した文化会館については、平成23年7月15日に施設の復旧に取り掛かり、平成23年11月30日に完了した。

<ひたちなか市那珂湊体育館>

東日本大震災により被災し、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した那珂湊体育館については、平成24年11月30日に完了した。

<ひたちなか市埋蔵文化財調査センター>

東日本大震災により被災し、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した埋蔵文化財調査センターについては、平成23年8月3日に施設の復旧に取り掛かり、平成23年9月21日に完了した。

<ひたちなか市松戸体育館>

東日本大震災により被災し、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した松戸体育館については、平成23年9月12日に施設の復旧に取り掛かり、平成23年12月20日に完了した。

<ひたちなか市ふれあい交流館>

東日本大震災により被災し、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請したふれあい交流館については、平成 23 年 8 月 1 日に施設の復旧に取り掛かり、平成 24 年 3 月 13 日に完了した。

5. 土砂災害対策

- ① 最大震度6弱を観測したひたちなか市では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、平成23年3月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用していたが、降雨と土砂災害発生状況を考慮して基準を見直し、平成24年5月に通常基準への引き上げを実施。

6. 液状化対策

- ① 地区名：那珂湊地区

- ② 東日本大震災復興交付金を活用して、平成 24 年度から地質調査等により公共施設と宅地との一体的な液状化対策について調査・検討を開始。

- ③ 平成 25 年度における成果
液状化対策について住民説明会及び住民の意向調査を実施。
住民の意向を反映し、公共施設と宅地との一体的な液状化対策は実施しないこと、戸別対策の提案等を含めた液状化マップの整備を進めることについて、液状化対策検討委員会で決定。

- ④ 平成 26 年度の成果目標
液状化マップの整備、公表。

7. 災害廃棄物の処理

① 推計量について

東日本大震災においては、地震による大規模な津波及び地震による建物の倒壊等により膨大な量の災害廃棄物約 25 千トン（津波堆積物は無し）が発生。

② 搬入状況について

災害廃棄物については、平成 23 年 3 月 17 日から 27 日までに仮置場に搬入、4 月末までに保管場所であるひたちなか市資源リサイクルセンター内に搬入した。

③ 処理状況と処理完了目標について

災害廃棄物約 25 千トン（津波堆積物は無し）の処理を平成 24 年 3 月末までに完了した。

復興施策の工程表(茨城県ひたちなか市)

	H23				H24				H25				H26				H27				H28				H29
	4月	7月	10月	1月	以降																				
1. 海岸対策																									
2. 河川対策 (国管理河川:那珂川)																									
(県・市町村管理河川)																									
3. 漁港・漁業・養殖施設・大型定置網 (1) 漁港																									
4. 復興まちづくり (1) 造成宅地の滑動崩落防止																									

(2) 学校施設																																				
I. 幼稚園・小中高等学校等																																				
<市立学校>																																				
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	校舎等の本格復旧																																			
甚大な被害を受けた学校の復旧	校舎等の本格復旧(校舎の建設及び校舎の解体)	外構等の復旧																																		
<県立学校>																																				
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	校舎等の本格復旧																																			
<私立学校>																																				
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	校舎等の本格復旧																																			
II. 大学等																																				
<国立学校>																																				
比較的軽微な被害に留まる施設の復旧	校舎等の本格復旧																																			
III. 公立社会教育施設(公立社会体育施設・公立文化施設を含む)																																				
<市立社会教育施設>																																				
比較的軽微な被害に留まる社会教育施設の復旧	施設の本格復旧																																			
5. 土砂災害対策	土砂災害危険箇所の点検等																																			

